

令和8年度
田辺市第5次地域福祉計画
地域・ボランティア活動者懇談会
ミニ講義(資料)

地域福祉を取り巻く状況について

— 国の動き、市民の声、他市町村の取組事例 —

武庫川女子大学
心理・社会福祉学部 社会福祉学科
まつのはな
教授 松端 克文

地域福祉の2つの機能



地域福祉とは、困難な状況に置かれている地域住民の生活上の課題の解決に向けて支援を展開することに加えて、「あたらしい質の地域を形成していく内発性（住民の主体性）」を基本要件として、地域を舞台に（地域性）、そこで暮らす住民自身が私的な利害を超えて共同して公共的な課題に取り組むこと（共同性～公共性）、より暮らしやすい地域社会にしていくこと、あるいはそのような地域に、生活の舞台としての地域そのものを変えていくこと（改革性）をいう。

地域福祉計画とは

- 地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなります。
- 地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。
- 地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。
- また、上記法改正において、法第106条の3第1項各号で規定する「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する市町村のみ該当。）

【市町村地域福祉計画の策定状況】

- 回答のあった1,741市町村（東京都特別区を含む。以下同じ。）については、市町村地域福祉計画を「策定済み」が1,524市町村（87.5%）となっている。（図4）
- 市区部・町村部別の策定率を見ると、市区部では「策定済み」が96.6%であるのに対し、町村部では79.6%になっている。（図4）
- 人口規模の大きな市町村ほど策定率が高い傾向にあり、人口50万人以上の市町村では策定率100%を達成しており、5万人以上の市町村では策定率約98%となり、1万人以上の市町村では90%を超えている。（図5）
- 「策定未定」の165市町村のうち、未策定の理由は、「計画策定に係る人材やノウハウ等が不足している」が最も多く131市町村（79.4%）となっており、144市町村（87.3%）が、策定のために必要な支援策について、「既に策定した市町村のノウハウの提供」と回答している。（図6）

社会福祉法

第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

地域福祉計画に記載する各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例

(地域福祉計画策定ガイドラインから)

- ① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、**福祉以外の様々な分野**(まちおこし、産業、農林水産、土木、**防犯・防災**、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等)との**連携**に関する事項
- ② 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、**特に重点的に取り組む分野**に関する事項
- ③ **制度の狭間**の問題への対応の在り方
- ④ 生活困窮者のような**各分野横断的に関係する相談者**に対応できる体制
- ⑤ 共生型サービス等の**分野横断的な福祉サービス**等の展開
- ⑥ **居住**に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑦ **就労**に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑧ **自殺対策**の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた**権利擁護**の在り方
- ⑩ 高齢者や障害者、児童への統一的な**虐待への対応**や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ⑪ 保健医療、福祉等の支援を必要とする**犯罪をした者**等への社会復帰支援の在り方
- ⑫ 地域住民等が**集う拠点**の整備や既存施設等の活用
- ⑬ 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための**圏域**と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- ⑭ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた**寄附や共同募金**等の取組の推進
- ⑮ 地域づくりに資する**複数の事業を一体的に実施**していくための補助事業等を有効に活用した連携体制(厚生労働省)
- ⑯ **全庁的な体制整備**

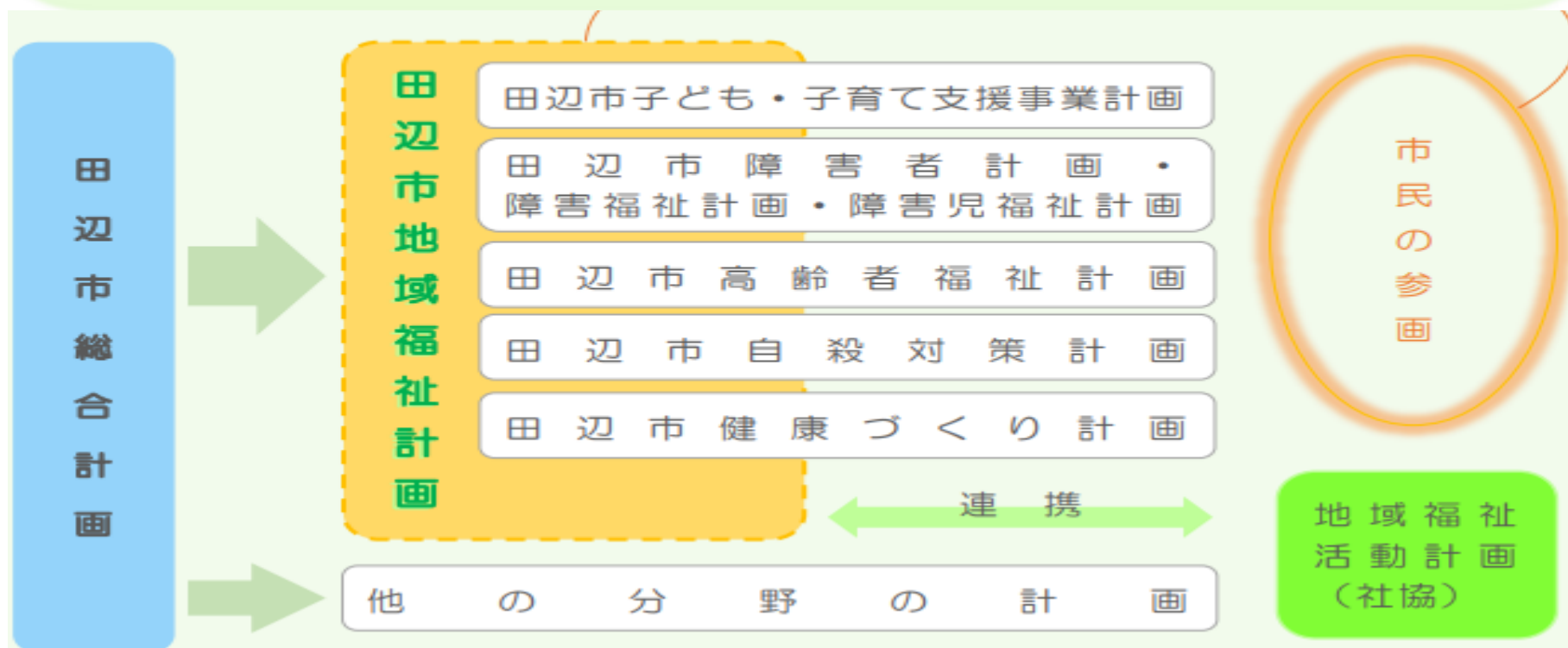
第4次田辺市地域福祉計画の位置付け



社会福祉法に規定されている「市町村地域福祉計画」に位置付けられるものであるとともに、本市のまちづくりの基本指針である、「第2次田辺市総合計画」の「まちづくりの基本方向」に示された「希望」、「安心」を具体化するための計画です。

さらに、保健福祉分野において、高齢者、障害者、児童などの対象者ごとに策定している各個別計画の「上位計画」に位置付けられるものです。

また、社協においても、「地域福祉活動計画」が策定されています。この計画と地域福祉計画は理念や方向性を共有し、地域福祉を推進するための両輪の役割を果たしていく計画となります。



第4次田辺市地域福祉計画

誰一人取り残されない
「地域共生社会の実現」を目指して

平成19(2007)年3月 田辺市地域福祉計画
平成24(2012)年3月 第2次田辺市地域福祉計画
平成29(2017)年3月 第3次田辺市地域福祉計画

令和 4(2022)年3月 第4次田辺市地域福祉計画
～令和4(2022)年度～令和8(2026)年度～

1. 地域福祉計画の理念

誰一人取り残されない「地域共生社会の実現」を目指して
—自治と協働に基づく暮らしやすい地域づくり—

2. 地域福祉計画の目標

誰一人取り残されない

- 私たちの暮らしは、令和2（2020）年初頭に国内での感染が初めて確認された新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、様々な困難が生じています。
- そうした生活上の様々な困難を、その人やその家族・世帯の問題とするのではなく、誰一人取り残されることがない社会を目指して、地域として取り組んでいくことが求められます。

地域共生社会の実現

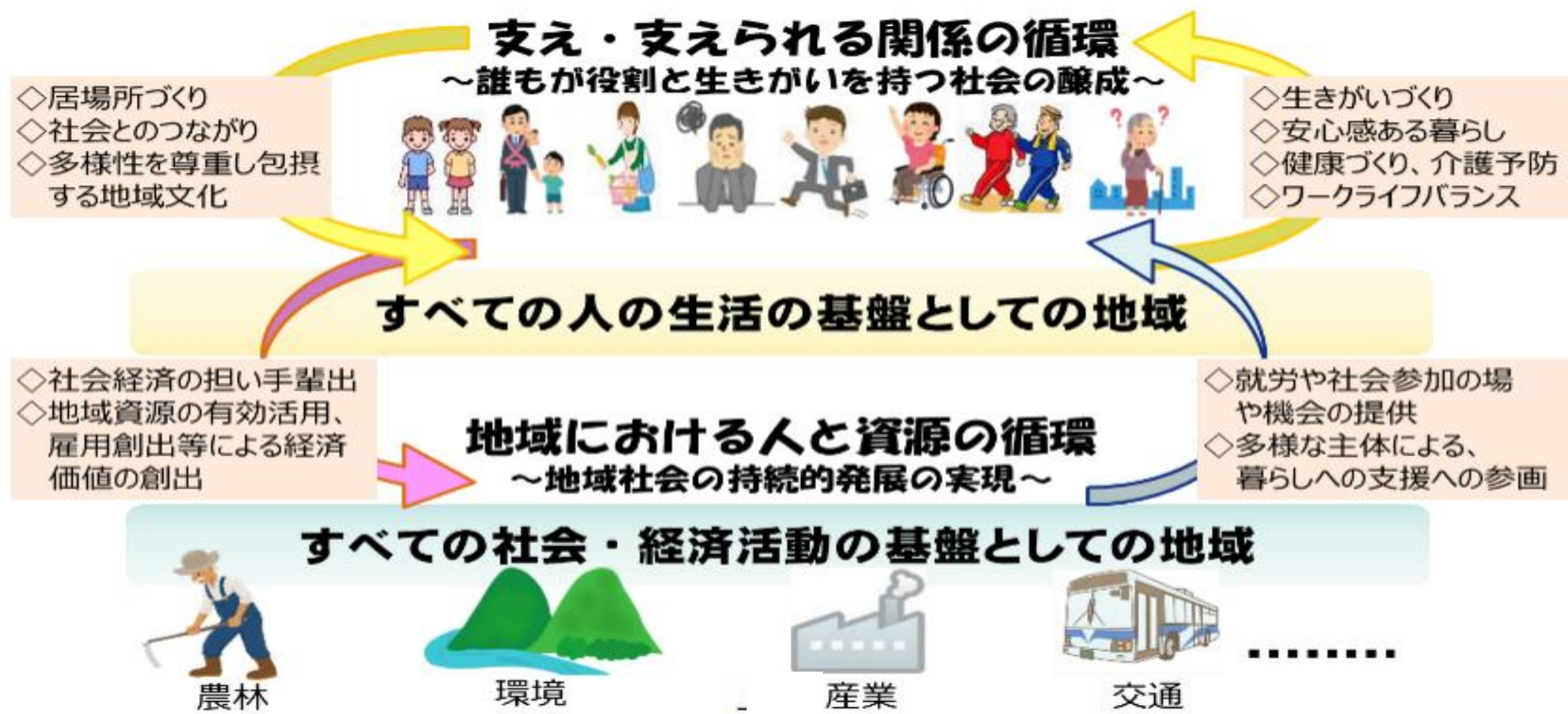
- 私たちの地域には、様々な住民が生活しています。そうした多様な住民の誰もが、人としての尊厳が尊重され、生きがいや役割を持って暮らしていける地域にしていかなければなりません。
- そのためにも国の政策で推進されている「包括的支援体制」を構築していくために、より精力的に取り組んでいく必要があります。

自治と協働に基づく地域づくり

- 人口減少・少子高齢化が進展し、今後、本市の地域福祉を取り巻く環境においてもこれまで以上に厳しい状況が予測されます。
- それだけに、本市で暮らし、働き、活動している住民や各種の機関・団体、企業などが「協働」し、「私たちのことは私たちで考え、行動していく」というように自治的に地域づくりを進めていく必要があります。

地域共生社会の実現に向けて

現状	○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。 ○ 加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。
目指すべき社会	・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会 ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会 の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。



社会福祉法

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

社会福祉法 第106条の3 (包括的な支援体制の整備)

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

包括的な支援体制の整備は、
努力義務

社会福祉法 第106条の4 (重層的支援体制整備事業)

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

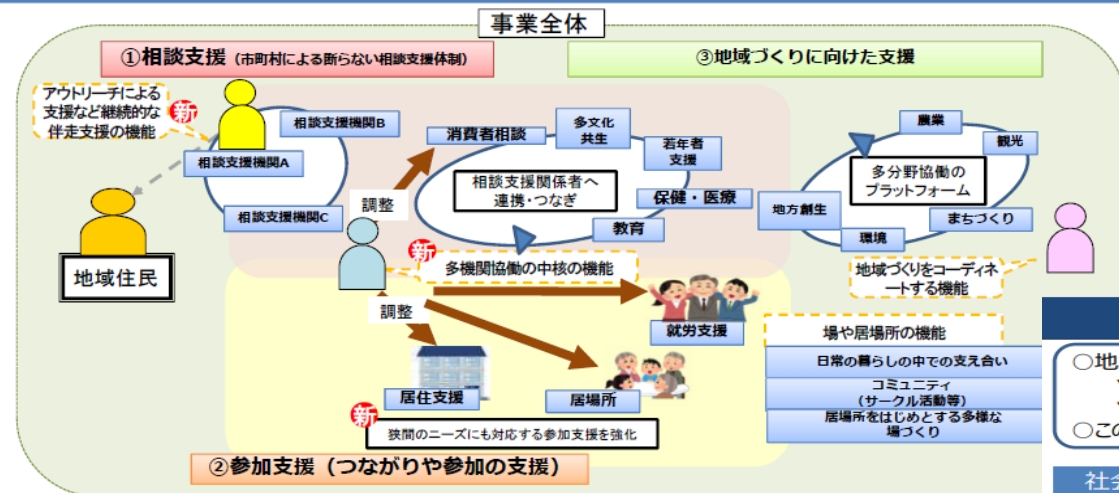
重層的支援体制整備事業は、
手あげに基づく任意事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。(※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(こみ屋敷など)
- ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
- ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。
- ー 事業実施の際には、①～③の支援は全て必須 ー 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、交付金を交付する。



介護保険法

地域包括支援センター
地域包括ケアシステム
生活支援体制整備事業

生活困窮者自立支援法

障害者自立支援法・障害者総合支援法
地域生活移行・就労移行の推進

地域福祉の政策化

社会福祉法の改正

2000年 社会福祉事業法 ⇒ 社会福祉法

地域福祉の推進

地域福祉計画の策定

2016年 社会福祉法人改革

2017年 包括的支援体制づくり

2020年 重層的支援体制整備事業

さらに・・・

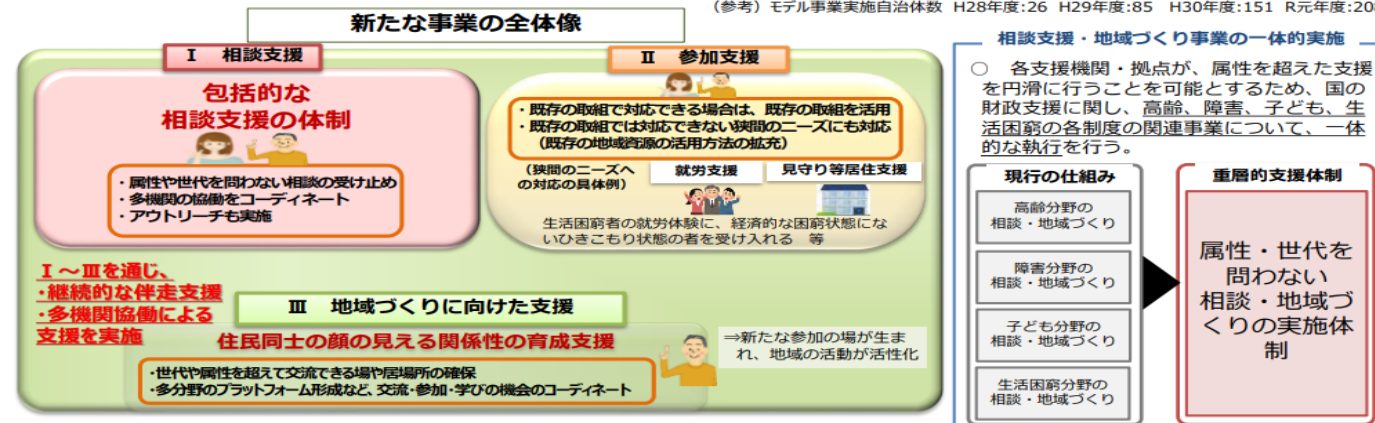
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(こみ屋敷など)
- ▼ 属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼ 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

(参考) モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

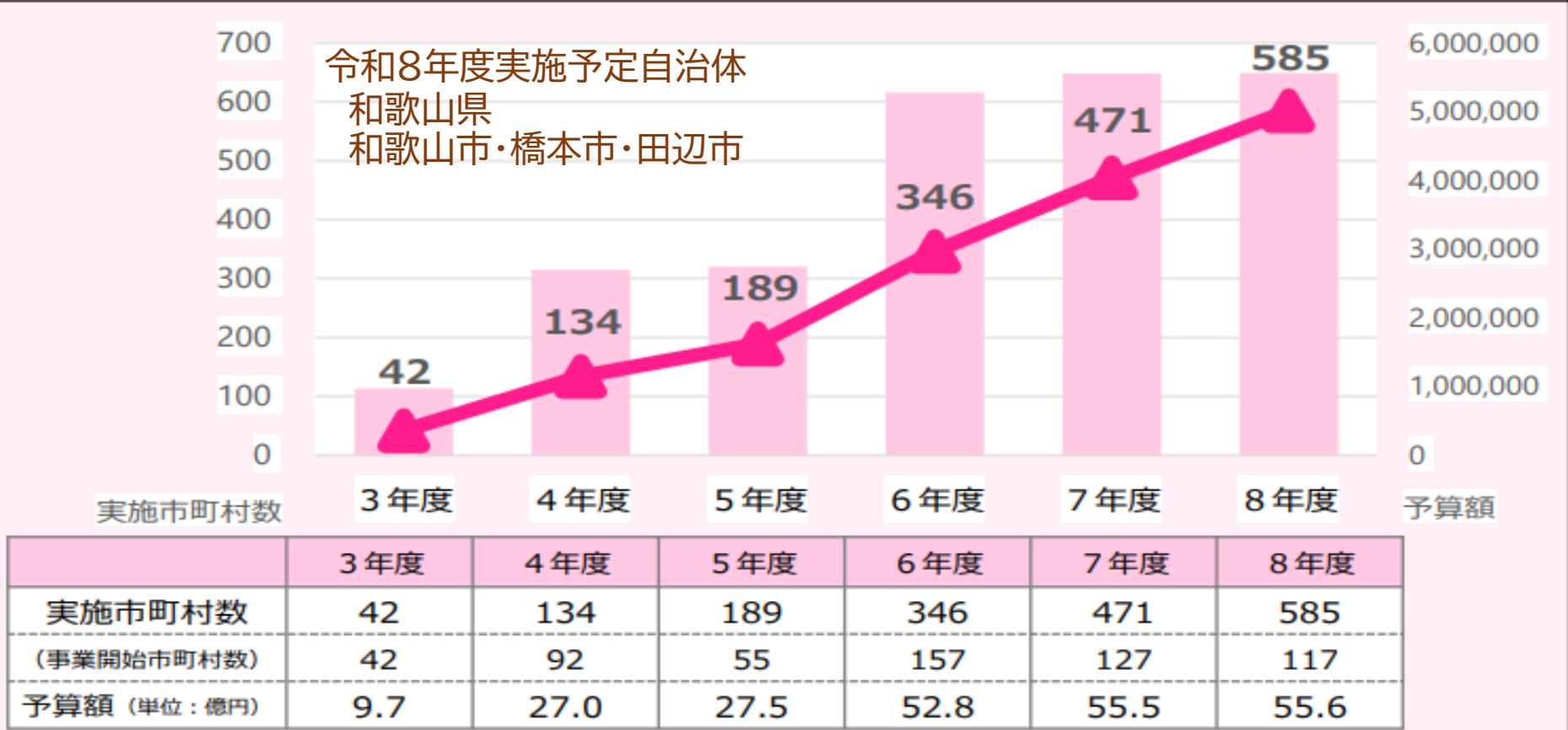


※Ⅰ～Ⅲの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
(ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
(イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
(ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業 実施市町村数・予算額の推移／人口規模別実施市町村数

- 令和 8 年度重層的支援体制整備事業実施予定市町村は585市町村であり、制度が開始された令和 3 年度の実施市町村数（42市町村）と比較して、約14倍になった。これに伴い、重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業等の予算額は約 6 倍（令和 8 年度予算案：55.6億円、令和 3 年度予算額9.7億円）となっている。
- また、585市町村の人口規模をみると、人口規模が大きくなるほど、実施率は高くなる傾向にあった。

重層的支援体制整備事業実施市町村数・多機関協働事業等の予算額の推移



人口規模別実施市町村数

市町村の人口規模	実施率
1 万人未満	10.7%
1 万人以上～3 万人未満	24.8%
3 万人以上～5 万人未満	38.4%
5 万人以上～10 万人未満	54.9%
10 万人以上～20 万人未満	62.1%
20 万人以上～30 万人未満	72.9%
30 万人以上～40 万人未満	83.9%
40 万人以上～50 万人未満	100.0%
50 万人以上	74.3%
全市町村（1,741市町村）	33.6%

（※） 8 年度は予算案・実施予定ベース。（※） 6 年度末に 2 町村、7 年度末に 3 町村が重層事業を終了したため、各年度の事業開始市町村数の積み上げと 8 年度実施市町村数は一致しない。
（※） 実施市町村数：厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室調べ / 人口規模：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（令和 7 年 1 月 1 日時点）

- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

回答者の区別	発送数	回収数	回収率(%)
(1)市民アンケート	2,596	1,328	51.2
① 一般市民	1,989	871	43.8
② 福祉関係等活動者	607	457	75.2
(2)避難構想要支援者アンケート	200	122	61.0
合 計	2,796	1,450	

市民／福祉関係者

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	市民	871	65.6	65.6	65.6
	福祉活動者	457	34.4	34.4	100.0
	合計	1328	100.0	100.0	

問8住民が相互に助け合うべき地域の範囲

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	隣近所	374	28.2	28.8	28.8
	自治会・町内会	603	45.4	46.5	75.3
	小学校区	53	4.0	4.1	79.4
	中学校区	9	.7	.7	80.1
	旧5市町村の各区域	56	4.2	4.3	84.4
	田辺市全域	118	8.9	9.1	93.5
	その他	8	.6	.6	94.1
	わからない	76	5.7	5.9	100.0
	合計	1297	97.7	100.0	
欠損値	システム欠損値	31	2.3		
合計		1328	100.0		

市民／福祉関係者 と 問8住民が相互に助け合うべき地域の範囲 のクロス表

			問8住民が相互に助け合うべき地域の範囲								
			隣近所	自治会・ 町内会	小学校 区	中学校 区	旧5市町村 の各区域	田辺市 全域	その他	わから ない	合計
市民／ 福祉関 係者	市民	度数	292	326	27	5	34	87	8	68	847
		市民／福祉関係者 の %	34.5%	38.5%	3.2%	0.6%	4.0%	10.3%	0.9%	8.0%	100.0%
	福祉活 動者	度数	82	277	26	4	22	31	0	8	450
		市民／福祉関係者 の %	18.2%	61.6%	5.8%	0.9%	4.9%	6.9%	0.0%	1.8%	100.0%
	合計	度数	374	603	53	9	56	118	8	76	1297
		市民／福祉関係者 の %	28.8%	46.5%	4.1%	0.7%	4.3%	9.1%	0.6%	5.9%	100.0%

P<.001

市民／福祉関係者 と 問9 隣近所のお付き合いの程度 のクロス表

			問9 隣近所のお付き合いの程度					
			どんなことでも相談し合える人がいる	内容によっては相談し合える人がいる	世間話をする程度の人はい	あいさつをする程度の人はい	ほとんど近所付き合いはない	合計
市民／福祉関係者	市民	度数	77	220	257	224	75	853
		市民／福祉関係者の %	9.0%	25.8%	30.1%	26.3%	8.8%	100.0%
	福祉活動者	度数	66	257	99	27	6	455
		市民／福祉関係者の %	14.5%	56.5%	21.8%	5.9%	1.3%	100.0%
合計	度数		143	477	356	251	81	1308
	市民／福祉関係者の %		10.9%	36.5%	27.2%	19.2%	6.2%	100.0%

P < .001

居住地域別 と 問9 隣近所のお付き合いの程度 のクロス表

			問9 隣近所のお付き合いの程度					
			どんなことでも相談し合える人がいる	内容によっては相談し合える人がいる	世間話をする程度の人はい	あいさつをする程度の人はい	ほとんど近所付き合いはない	合計
居住地域別	市街地	度数	37	129	134	107	31	438
		居住地域別の %	8.4%	29.5%	30.6%	24.4%	7.1%	100.0%
	住宅・農村地域	度数	43	183	141	116	42	525
		居住地域別の %	8.2%	34.9%	26.9%	22.1%	8.0%	100.0%
	中山間地域	度数	63	163	81	26	7	340
		居住地域別の %	18.5%	47.9%	23.8%	7.6%	2.1%	100.0%
合計	度数	143	475	356	249	80	1303	
	居住地域別の %	11.0%	36.5%	27.3%	19.1%	6.1%	100.0%	

問11 福祉や健康に関する情報の入手経路

	度数	パーセント
市の広報誌「広報田辺」	690	52.0(50.8)
社会福祉協議会の広報誌「福祉日和」	288	21.7(19.3)
自治会・町内会の回覧板	255	19.2(19.8)
公共機関・専門機関のパンフレット	167	12.6(9.2)
近所の人	174	13.1(14.2)
家族・知人・友人	503	37.9(38.1)
民生委員・児童委員	130	9.8(3.7)
医療機関・福祉施設	304	22.9(19.6)
インターネット(SNS含む)	416	31.3(24.6)
テレビ・ラジオ	476	35.8(37.2)
書籍・新聞・雑誌	351	26.4(26.5)
その他	15	1.1(2.0)
特に入手していない	118	8.9(10.0)
合計 1328	前回(914)	1328
		100.0

問12 悩みや不安について相談した相手

	度数	パーセント
有効 家族・親族	964	72.6(70.1)
知人・友人	627	47.2(40.6)
近所の人	126	9.5(7.8)
民生委員・児童委員	30	2.3(1.6)
福祉委員	17	1.3(1.6)
自治会・町内会などの役員	29	2.2(1.0)
市役所・市の相談窓口	67	5.0(3.8)
地域包括支援センター	63	4.7(3.0)
生活相談センター	7	0.5(1.1)
社会福祉協議会	26	2.0(2.1)
県の機関(保健所・県の相談窓口)	12	0.9(1.8)
福祉施設・福祉サービス事業所	89	6.7(9.3)
医療機関や薬局	118	8.9(9.1)
NPO法人等市民活動団体	4	0.3(0.8)
弁護士・司法書士	38	2.9(4.2)
相談できる人はいない	44	3.3(4.2)
その他	32	2.4(4.8)
合計	前回(914)	1328
		100.0

問15「避難行動要支援者名簿」の認知度

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	知っている	408	30.7	39.6	39.6
	知らない	622	46.8	60.4	100.0
	合計	1030	77.6	100.0	
欠損値	システム欠損値	298	22.4		
合計		1328	100.0		

前回224人(24.5%)

問16 災害時に「住民が支え合う地域づくり」に必要なと思うこと

	度数	パーセント
日頃からの近所の交流	865	65.1(65.1)
自主防災組織の活性化	547	43.2(21.6)
マップの作成	428	32.2(29.1)
避難支援者(誘導者)を事前に定めておく	372	28.0(30.1)
地域での定期的な防災・避難訓練	331	24.9(23.0)
福祉施設や事業者との連携	415	31.3(22.4)
その他	153	11.5(1.6)
わからない	152	11.4(13.3)
合計	前回(914)	1328 100.0

問17 避難の手助けを希望する人

	度数	パーセント
家族	604	45.5(67.6)
親族	649	48.9(34.1)
近所の人	524	39.5(42.2)
知人・友人	530	39.9(26.9)
自治会・町内会	355	26.7(20.0)
自主防災組織	273	20.6(8.9)
避難支援者(誘導者)	268	20.2(22.8)
民生委員・児童委員	124	9.3(3.8)
行政(市)	245	18.4(20.6)
福祉施設・サービス事業所	189	14.2(10.2)
医療機関	120	9.0(9.5)
その他	40	3.0(0.8)
いない	40	3.0(2.7)
合計	前回(914)	1328 100.0

問21 「成年後見制度」についての認知状況

問24 成年後見制度を知っているか

		度数	パーセント	有効パーセント
有効	知っている	496	37.3	39.7
	聞いたことはあるが内容はよく知らない	423	31.9	33.9
	知らない	329	24.8	26.4
	合計	1248	94.0	100.0
欠損値	システム欠損値	80	6.0	
合計		1328	100.0	

前回295人(32.3%)

問23 法定後見制度、任意後見制度を知っているか

		度数	パーセント	有効パーセント
有効	知っている	269	20.3	27.0
	聞いたことはあるが内容はよく知らない	375	28.2	37.7
	知らない	352	26.5	35.3
	合計	996	75.0	100.0
欠損値	システム欠損値	332	25.0	
合計		1328	100.0	

問24 成年後見制度をしたいと思いますか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	はい	353	26.6	28.2	28.2
	いいえ	350	26.4	27.9	56.1
	わからない	550	41.4	43.9	100.0
	合計	1253	94.4	100.0	
欠損値	システム欠損値	75	5.6		
合計		1328	100.0		

問26 設置予定の「権利擁護センターたなべ」に期待すること

	度数	パーセント
成年後見制度の周知や広報活動の推進	571	43.0(36.7)
相談窓口や相談体制の充実	635	47.8(44.0)
誰でも気軽に安心して利用できる仕組みづくり	801	60.3(52.7)
弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職による後見人との連携	368	27.7(26.5)
市民後見人の支援	137	10.3(9.4)
死後の事務の支援	280	21.1(18.5)
身元保証人に準じる公的な支援体制の充実	299	22.5(20.5)
合計	914	100.0

問27 地域で課題だと思うこと

問27 ―①子どものこと

		度数	パーセント
子どものこと	出産・育児・子育てに関する情報が十分でない	145	10.9
	子どものことに関する相談機能が十分でない	134	10.1
	子育てに対する支援が得られない	148	11.1
	子育てに関して不安やストレスがある	102	7.7
	子どもが巻き込まれる犯罪が多くて不安に思う	191	14.4
	子どもが安心して外で遊べる場所がない	300	22.6
	子どものしつけができていない	129	9.7
	合計	1328	100.0

問27 ―②高齢者のこと

		度数	パーセント
高齢者のこと	高齢者が集まったり交流する場所や機会がない	226	17.0
	高齢者が自らの力を生かし、社会に貢献する機会がない	176	13.3
	一人暮らしの高齢者が増えている	731	55.0
	一人暮らし高齢者への訪問・声かけが難しい	235	17.7
	一人暮らし高齢者、高齢者夫婦の生活不安や閉じこもりが増えている	186	14.0
	介護予防のための取組が十分でない	140	10.5
	介護や支援の仕組みが十分でない	172	13.0
	高齢者や障害者が買い物や病院などへ行くための交通手段が乏しい	704	53.4
	合計	1328	100.0

問27 ―③障害児・者のこと

		度数	パーセント
障害児・者のこと	障害者の働く場所や機会が少ない	295	22.2
	障害に関する相談機能が十分でない	155	11.7
	障害児・者の課題が地域の課題になっていない	229	17.2
	障害児の早期発見、早期の相談支援システムが十分でない	114	8.6
	障害児の保育や就学前の教育が十分でない	81	6.1
	障害児・者医療のサービスが十分でない	86	6.5
	障害児・者の介護や支援の仕組みが十分でない	165	12.4
	合計	1328	100.0

問27 ―④地域や生活のこと

		度数	パーセント
地域や生活のこと	困ったときにすぐに相談できる人がいない	155	11.7
	近所付き合いが少なくなっている	424	31.9
	自治会・町内会の役員を積極的に引き受ける人が少なくなっている	617	46.5
	児童の通学の見守りなどの地域活動などに参加する人が少なくなっている	378	28.5
	地域住民のマナーが低下している	172	13.0
	不況や高齢化を原因とする生活困窮者が増えている	193	14.5
	高齢者や障害者を対象とした悪徳商法が増えていて不安に思う	267	20.1
	高齢者や障害者に配慮したバリアフリーの公的施設が少ない	108	8.1
	地震や台風などの災害時のことが不安に思う	572	43.1
	災害に備えた避難方法や安否確認体制ができていない	193	14.5
	合計	914	100.0

問28 子どもを健やかに育てるために必要な取組

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
問28-1 育児・子育てなどに関する情報提供の充実	1100	1	5	3.87	.977
問28-2 子育て・教育などに関する相談体制の充実	1100	1	5	3.91	.991
問28-3 子育て・保育に関するサービスの充実	1096	1	5	3.97	1.004
問28-4 虐待防止体制の充実とネットワークの強化	1107	1	5	4.00	1.015
問28-5 子どもに関する犯罪の防止策の充実	1104	1	5	4.08	1.014
問28-6 地域ぐるみでの子育て支援活動の充実	1100	1	5	3.82	.977
問28-7 子育て家庭への経済支援策の充実	1104	1	5	3.92	1.020
問28-8 子育てがしやすい職場環境づくり	1110	1	5	4.10	1.011
有効なケースの数（リストごと）	1079				

問30 障害者が安心して暮らしていくために必要な取組

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
問30-1 障害者福祉に関する情報提供の充実	1111	1	5	3.93	.991
問30-2 障害者福祉に関する相談体制の充実	1115	1	5	4.03	.949
問30-3 障害者福祉サービスの充実	1113	1	5	4.04	.942
問30-4 障害児への教育の充実	1103	1	5	4.01	.949
問30-5 障害の理解や人権教育などを含めた福祉教育の充実	1101	1	5	3.98	.951
問30-6 障害者が移動するための移送サービスの充実	1111	1	5	4.01	.981
問30-7 障害者の社会参加やスポーツ・レクリエーション活動の充実	1109	1	5	3.76	.960
問30-8 障害者の就労を支援するための施策の充実	1114	1	5	4.04	.952
問30-9 障害者に対応した福祉施設の整備	1108	1	5	4.02	.963
問30-10 障害者に配慮したバリアフリーの推進	1107	1	5	4.03	.969
有効なケースの数（リストごと）	1081				

問29 高齢者が安心して暮らしていくために必要な取組

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
問29-1 介護や福祉に関する情報提供の充実	1163	1	5	4.00	.973
問29-2 介護や福祉に関する相談体制の充実	1163	1	5	4.06	.967
問29-3 介護や福祉サービスの充実	1154	1	5	4.11	.99232
問29-4 訪問・声かけなどの見守り活動の充実	1169	1	5	3.82	.994
問29-5 教室・講座など学習する場所や機会の充実	1146	1	5	3.51	.980
問29-6 子どもなど他の世代とふれあう機会の充実	1142	1	5	3.52	1.010
問29-7 老人クラブや趣味の会など交流や社会参加の機会の充実	1153	1	5	3.59	1.010
問29-8 高齢者の就労を支援するための施策の充実	1152	1	5	3.62	1.009
問29-9 介護や福祉に関する情報提供の充実	1153	1	5	4.01	1.042
問29-10 高齢者に配慮したバリアフリーの推進	1145	1	5	3.85	1.030
問29-11 高齢者向け住宅の整備	1149	1	5	3.82	1.057
問29-12 病院や買い物などの交通手段の充実	1184	1	5	4.16	1.134
有効なケースの数	1110				

問30 障害者が安心して暮らしていくために必要な取組

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
問30-1 障害者福祉に関する情報提供の充実	1111	1	5	3.93	.991
問30-2 障害者福祉に関する相談体制の充実	1115	1	5	4.03	.949
問30-3 障害者福祉サービスの充実	1113	1	5	4.04	.942
問30-4 障害児への教育の充実	1103	1	5	4.01	.949
問30-5 障害の理解や人権教育などを含めた福祉教育の充実	1101	1	5	3.98	.951
問30-6 障害者が移動するための移送サービスの充実	1111	1	5	4.01	.981
問30-7 障害者の社会参加やスポーツ・レクリエーション活動の充実	1109	1	5	3.76	.960
問30-8 障害者の就労を支援するための施策の充実	1114	1	5	4.04	.952
問30-9 障害者に対応した福祉施設の整備	1108	1	5	4.02	.963
問30-10 障害者に配慮したバリアフリーの推進	1107	1	5	4.03	.969
有効なケースの数（リストごと）	1081				

問31 地域の助け合い活動を活発化するために必要な取組

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
問31-1 地域で困っている人や助け合いの活動などに関する情報交換・共有	1132	1	5	3.79	.970
問31-2 活動費・運営費などの資金援助	1120	1	5	3.73	1.029
問31-3 集会や交流をするための場所の整備	1121	1	5	3.63	.980
問31-4 地域の助け合い活動に関する相談や支援を行う専門職員の充実	1118	1	5	3.71	.976
問31-5 リーダー養成や介護方法などに関する研修会の充実	1118	1	5	3.56	.938
問31-6 学校や地域などでの福祉教育・学習の充実	1108	1	5	3.80	.948
問31-7 地域の民生委員・児童委員や福祉委員等を中心とした小地域における福祉活動	1123	1	5	3.73	.927
問31-8地域の助け合い活動を活発化するために必要な取組	1124	1	5	3.92	.949
問31-9 地域住民による自主防犯活動	1121	1	5	3.84	.969
有効なケースの数	1093				

問32 生活に困窮している人に必要な支援の取組

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
問32-1 生活に困窮している人の存在に気づくための早期把握の仕組みづくり	1132	1	5	3.84	1.016
問32-2 生活に困窮している人が相談できる相談体制の充実	1140	1	5	3.98	1.009
問32-3 緊急的な衣食住の確保に関する支援	1129	1	5	3.93	.999
問32-4 家計管理など生活の収支の改善に向けての支援	1115	1	5	3.69	.975
問32-5 生活環境や生活習慣の改善に向けた世帯全体に対する支援	1117	1	5	3.69	.971
問32-6 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援	1125	1	5	4.12	.978
問32-7 就労に向けての相談や職業訓練などの支援	1120	1	5	3.99	.953
問32-8 一般の就労までの準備段階としての「中間的就労」の場の提供	1112	1	5	3.74	.960
問32-9 ひきこもりの方などの「居場所」づくりに関する支援	1127	1	5	3.83	1.057
問32-10 就職した後、職場に定着できるための支援	1119	1	5	3.84	1.024
有効なケースの数	1091				

問33 住民と行政との関係のあり方

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	住民や地域でできないきとは行政が援助すべき	284	21.4	24.5
	住民も行政も協力し合いとにも取り組むべき	513	38.6	44.2
	行政が責任を果たすべきだが行き届かない部分は住民が協力すべき	238	17.9	20.5
	福祉充実の責任は行政にあるのから住民はそれほど協力することはない	45	3.4	3.9
	その他	5	.4	.4
	わからない	75	5.6	6.5
	合計	1160	87.3	100.0
欠損値	システム欠損値	168	12.7	
合計		1328	100.0	

「避難行動要支援者名簿」・「個別避難計画」

		度数	パーセント	有効パーセント
有効	知っている	39	33.9	37.9
	知らない	64	55.7	62.1
	合計	103	89.6	100.0
欠損値	システム欠損値	12	10.4	
合計		115	100.0	

年齢4区分 と 個別避難計画 のクロス表

			名簿・計画		合計
			知っている	知らない	
年齢4区分	39歳以下	度数	0	1	1
		年齢4区分 の %	0.0%	100.0%	100.0%
	40～64歳	度数	7	1	8
		年齢4区分 の %	87.5%	12.5%	100.0%
	65～74歳	度数	5	7	12
		年齢4区分 の %	41.7%	58.3%	100.0%
	75歳以上	度数	27	54	81
		年齢4区分 の %	33.3%	66.7%	100.0%
合計	度数	39	63	102	
	年齢4区分 の %	38.2%	61.8%	100.0%	

P<.05

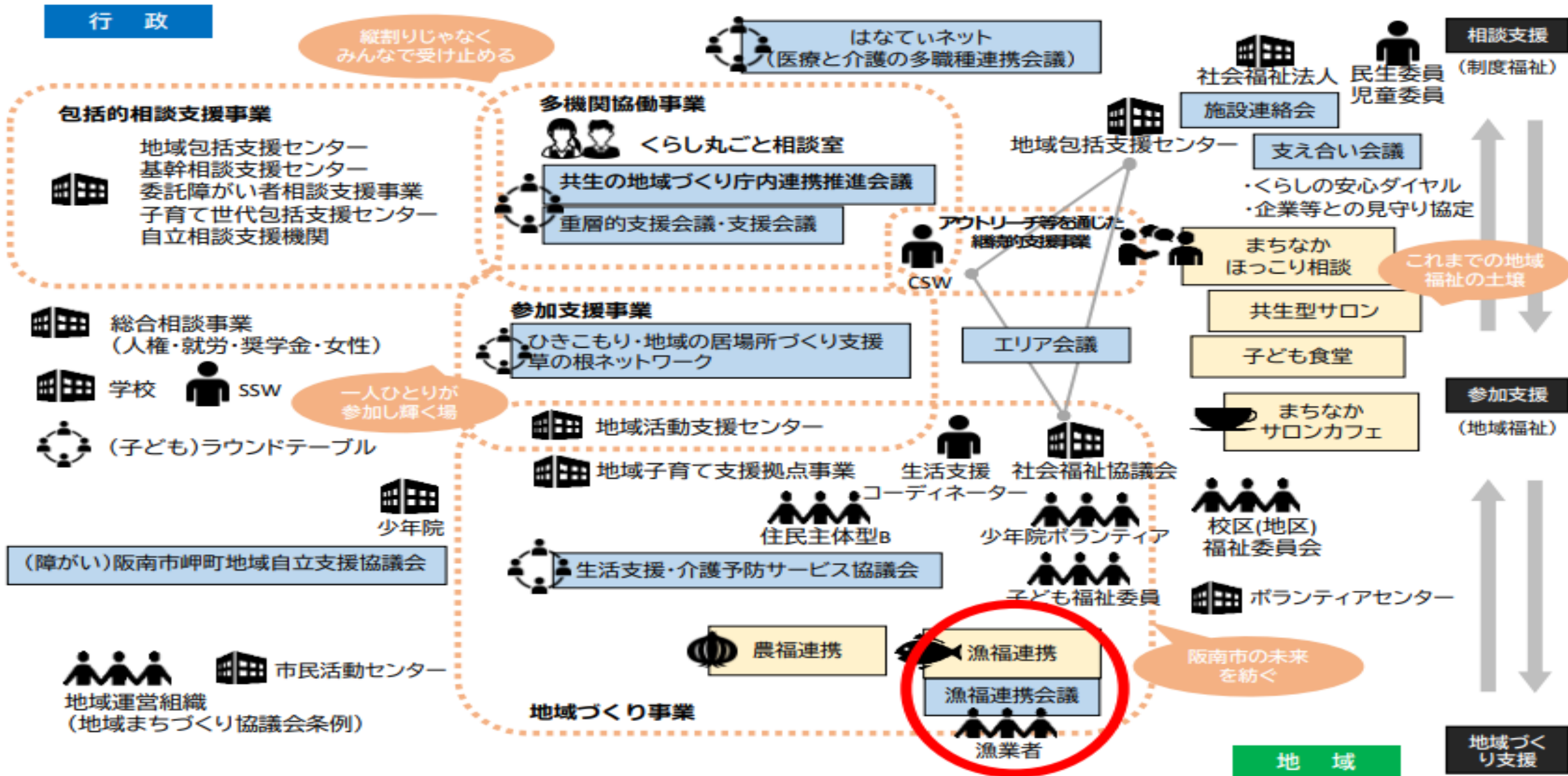
令和7年度の「避難行動要支援者名簿」・「個別避難計画」に登録されている方への質問であるが、「知らない」との回答が64名（55.7%）と非常に多くなっている。

問 5 災害時に住民が支え合う地域づくりに必要なこと

	度数	パーセント
日頃からの交流	67	58.3
自主防災組織の活性化	28	24.3
地域の避難行動要支援者の「マップ」作成	37	32.2
避難支援者を事前に定めておく	39	33.9
地域での定期的な防災・避難訓練	26	22.6
施設や事業者との連携	43	37.4
その他	4	3.5
わからない	18	15.7

問 6 災害時にどのような人に手助けを希望するか

	度数	パーセント
家族	63	54.8
親族	34	29.6
近所の人	57	49.6
知人・友人	26	22.6
自治会・町内会	37	32.2
自主防災組織	13	11.3
事前に定められた避難支援者(誘導者)	34	29.6
民生委員・児童委員	23	20.0
行政(市)	29	25.2
福祉サービス事業所	30	26.1
医療機関の関係者	17	14.8
その他	4	3.5
いない	6	5.2



※ は重層的支援体制整備事業の範囲

(厚生労働省「第4回地域共生社会在り方検討会議資料」令和6年月30日)

(阪南市・阪南市社協作成)

漁福連携事業

農福連携の活動中に...「漁業でも福祉と一緒になんかできたらなあ」と漁師のつぶやきを地域包括職員がキャッチ！(“専門職巻き込まれ型”※参考資料19ページ)

福祉

漁福連携会議の定期開催

漁業

阪南市社会福祉協議会
(参加支援・地域づくり)

社協の呼びかけで
つながる場を設定

西鳥取漁業組合→株式会社漁師鮮度
(産業振興・まちおこし)



地元住民のAさん夫妻

子どもや若者、高齢者など気軽にふれあえる居場所があれば

社会のつながりが弱い人、困窮者などが地元で就労できれば

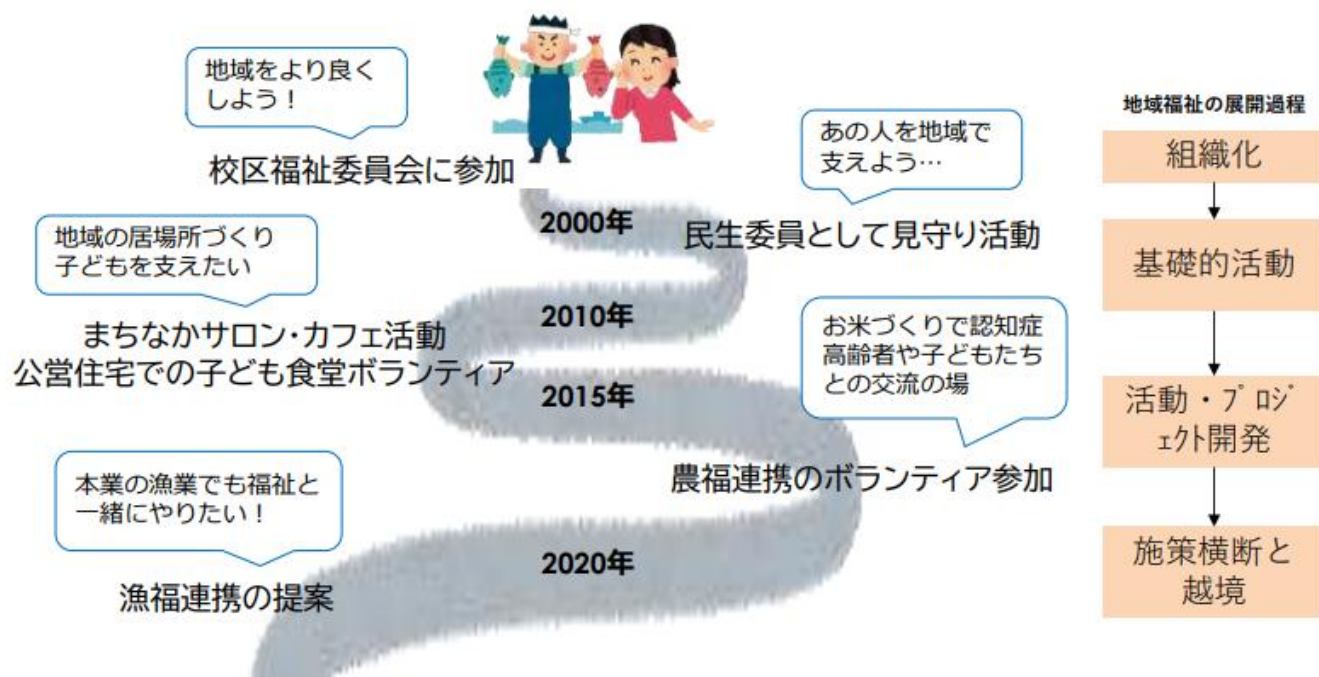
阪南の豊かな海の魅力に触れる活動に多くの人が関わってほしい

漁業を盛り上げたいが人手がなくて困っている

つながったら なんかおもしろいことやれそう！
やれることから協働してやっていこう！

8

漁福連携実践に至る主人公 Aさん夫妻の歩み

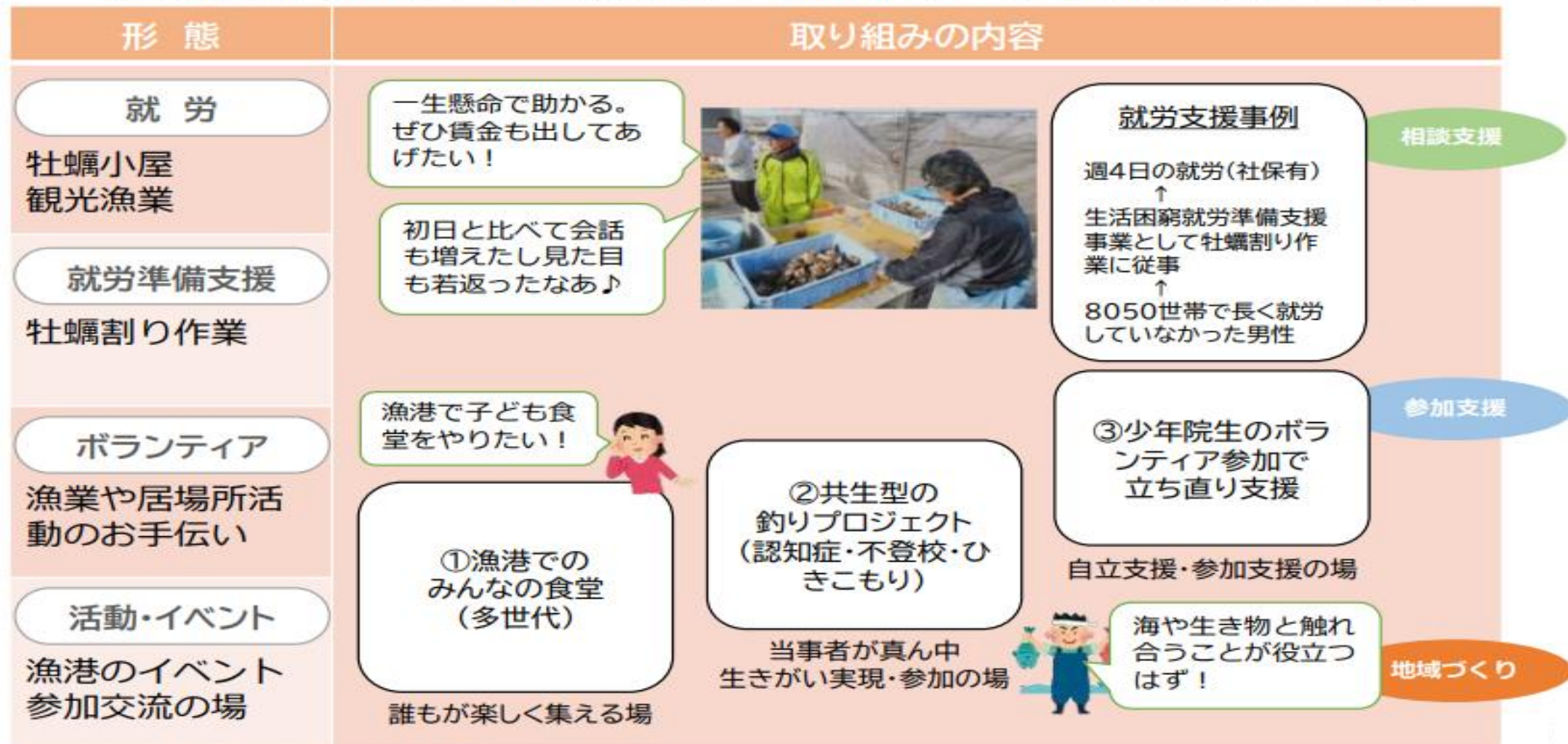


漁福連携実践は突然生まれたのではなく、長年の地域づくり実践によって育まれた豊かな地域福祉の土壌(※参考資料19ページ)が基盤となって、住民の中から芽生えてきたものです。

漁福連携から開発された多様なプログラム

参加の場づくり＝地域づくり＋相談支援の出口づくり

<連携会議で海を活かした「参加の場」のアイデアを出し合い、ニーズ段階に合わせてカテゴリ化>



No.11 奈良県天川村「てんかわ天和の里」

てんかわむら

てんわ



(左) てんかわ天和の里 (右) あまごつかみ取り体験の様子

廃校となった小学校を改修して開設された「てんかわ天和の里」ではレジャーやイベントによる地域交流が盛んに行われ、住民にとってのコミュニケーションの場として機能。

●取組を通じた地域の変化

バーベキュー場の設置を機に来客数が増加したことで、地域住民が訪問者と関わる機会が増え、住民にとっての新たなコミュニケーションの場ができたと言える。

また、旧校舎が当時の状態のまま維持されることにより、過去に通学していた住民にとってのモチベーションにつながっており、従業員・施設利用者双方にとっての楽しみや憩いの場として機能している。

●今後の展望

旧校舎には活用の余地があり、歴史ある建物であることを活かし歴史にまつわる体験学習なども検討されている。

また、職員の平均年齢が高いこともあり、後継者として若い層を迎え、商品開発やそれに伴うデジタルの活用も積極的に行えるような体制づくりが必要とされている。

(内閣官房地域未来戦略本部事務局内閣府地方創生推進事務局
『テーマでみる「小さな拠点」づくりヒント集 小さな拠点でつなぐ』令和8年1月第4版)

No.15 鹿児島県さつま町「中津川区公民館」

なかつかわく



(左) 金吾様踊り (右) 吾友会

「中津川区公民館」では住民どうしの話し合いをきっかけとして農地保全や文化継承の取組を行うようになった。近年では若者世代の活躍もめざましく、集落間で連携しての事業活動も盛ん。

●取組を通じた地域の変化

当初、U I ターンの若者を中心に「金吾様踊り」などの祭りを復活させたいとの思いで「実行委員会」を組織したが、「お金がかかる」と叱られることもあった。そのようななか、祭りの資金とするため、2007年より遊休農地を借りてサツマイモの栽培を始め、酒造会社とも連携して焼酎を製造・販売することとなった。

現在では祭りの開催・維持のための資金づくりも安定してきており、祭りの参加者が増加していることから文化の伝承が着実に進んでいることがわかる。また、朝市には区外からも参加があり、交流の場が形成されているほか、「吾友会」のような集落に捉われない活動団体も増えており、若い世代が率先して活動に参加するようになってきている。

●今後の展望

中長期的な目標として、将来的な地域への定住やU I ターンにつなげることを意識しており、商品販売で得た利益を踊り手の人件費にあてるなど、祭りを通した郷土愛の醸成を図っている。

公共ライドシェアとは

「公共ライドシェア」とは、バス、タクシーのみでは十分な移動サービスが提供されない場合において、過疎地域等の交通空白地帯において、住民等の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣の登録を受けた市町村、NPO等が自家用車を用いて有償で運送する仕組みです。

エリアや利用者を限定して運行されるもので、事業用ではない自家用車を使って、運送の対価を受け取り、バスやタクシーでは対応しきれない小規模の移動ニーズに応えることが可能です。

どんな種類があるの？

運送種別によって
呼び方が違います



公共ライドシェアは、運送の種別によって2種類に分かれます。

- 過疎地域等の交通が不便な地域における住民や来訪者のための運送を担う「**交通空白地有償運送**」と、障害者や要介護者等の福祉運送を担う「**福祉有償運送**」の2種類があります。
- どちらも、市町村や、NPO法人等の非営利団体が運送主体となります。

公共ライドシェアを行うためには、地域公共交通活性化再生法に基づく“法定協議会”、または道路運送法に基づく“地域公共交通会議”において協議を調えた上で、**道路運送法上の登録を受ける必要**があります。また、地域においてこれらの会議が組織されていない場合は、持ち回りで関係者の了解を得る等の方法で会議による協議に代えることもできます。

ポイント

道路運送法において、①他人の需要に応じて、②有償で、③自家用車を使用して、④旅客を運送する⑤事業を行う場合には、旅客自動車運送事業の許可が必要です。

自家用車（白ナンバー）は許可・登録を受けなければ、有償で運送することはできません。

（国土交通省『「福祉」と「交通」が重なる現場の方々へ高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット』2025年3月）

バス・タクシーの
ナンバープレート

秋田500
あ32-42

公共ライドシェアの
ナンバープレート

秋田300
ぬ23-42

バス・タクシー事業者の協力を得る方法もある？

（制度のイメージ図）

道路運送法の改正により、令和2年11月から、運行管理や車両の整備管理について交通事業者が協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」の制度が新たにつくられました。

現行制度では、運行管理＋車両整備管理又は配車業務を委託する等のノウハウ面の提供を行うことで交通事業者が協力するという手法も認められています。

持続可能な移動手段確保のため、運送の安全確保にノウハウのある交通事業者の協力を得て公共ライドシェアを導入することも検討しましょう。



バスやタクシーとのちがいは？

バス・タクシーとちがう点は、車両が自家用車（白ナンバー）であること、ドライバーに求められる資格など、運送を行うにあたっての要件です。

また、利用者から受け取る対価も非営利とみなせる範囲であることが必要です。

利用者から受け取る対価の決め方

「公共ライドシェア」において、利用者から受け取る対価には一定の制限があります。

利用者から受け取る対価の基準は、以下の3つです。

- ① 旅客の運送に要する燃料費、人件費その他の費用を勘案して**非営利と認められる範囲内**であること
- ② 合理的な方法により定められ、かつ、**旅客にとって明確**であること
- ③ 営利を目的としているとは認められない**妥当な範囲内**であり、かつ、法定協議会、地域公共交通会議において**協議が調っていること**

運送の対価の目安

路線を定めて運行

当該地域や近隣の**乗合バスの運賃**

当該地域における**撤退前の乗合バスの運賃**

運送の区域を定めて運行

当該地域や近隣における**タクシーの運賃の約8割**

そもそも地域活性化とは？

そもそも地域活性化とは、人口減や高齢化で活気を失いかけたまちを、再び元気にする取り組みです。地元の自然、歴史、食などの魅力を掘り起こし、観光や新商品づくり、移住者や企業誘致などで暮らしを良くします。

その際、行政だけでなく、住民、企業、大学、NPO、外から関わるファンも協力し、資金や情報を地域内で循環させる仕組みをつくるのが大切です。人が集い、仕事生まれ、誇りが育つ好循環を目指します。

また、地域の未来を自分たちでデザインする意識も不可欠です。数字だけでなく「住みやすさ」「誇り」など心の豊かさも指標とし、長期的な視点で続けることが成功の鍵となります。



青森県つがる市で行われたのは、地元高校生が主体となり、地域の魅力の発掘からPR施策まで一貫して実施するユニークな取り組みです。人口減少が進むつがる市では、関係人口の創出が課題であり、市の認知度を高め、応援してくれるサポーターを増やすことを目的に、高校生とともに地域の魅力を伝える辞典風広告を制作しました。

(TOPPANSOCIALINNOVATION
「地域活性化の成功事例10選
効果的な取り組みのポイントとは」
202404.22)

首都圏在住の女子大学生による社会課題解決チーム「キャンパスラボ」と共同で行った取り組みは、地域のPRにつながる企画コンセプトの立案、クリエイティブ制作、フィールドワークやワークショップの開催などです。そのほか、PRイベントの実施、WEBコンテンツの制作・SNS発信を含む多角的なプロモーション活動なども行なわれました。

制作した広告はイベントやSNS、メディアでも取り上げられ、市の認知度向上やイメージ醸成に寄与しました

地域福祉の計画づくり・地域づくり

プラットフォームの形成

コミュニティエンパワーメント

Passion・想い(どのような地域にしたいのか)
Mission・使命(求められているものはなにか)

地域アセスメント(地域診断)
・地域特性
・地域の課題
・地域の資源や強み

仮説の検討
だれ・どこに、どのようにはたらきかければ、どのような変化がもたらされるのか??

話し合い・協議の場づくり
メンバーの選定 アジェンダセッティング(取り上げるべき議題の選定) 運用の仕方 広報の工夫

対話と学び合い(楽習)
❖ 「気づき」の機会
❖ 「共感」と「共振」 分かち合い
❖ 「やる気」の喚起

解決策の検討
❖ 課題の共有
 (「私」から「私たち」の課題へ)
❖ 地域資源の活かし方

計画化

- ①どのような課題に対して(対象とする課題の明確化) ②何を目標に(目標の共有)
- ③どのような人(住民)、機関・団体・組織、専門職などが ④どのような役割を担い、連携・協働しながら
- ⑤どのような活動を、いつ、どこで、どのように展開していくのか…

計画の評価(アウトプット＝「なにを実施したか」とアウトカム＝「その成果はどのようなものか」)
そしてどのような社会的なインパクト・変化が生じたのかということの分析 → 再計画化

地域福祉活動の計画化・住民の主体化と住民参加の手法の関係図

